

令和7年度

府立学校職員健康診断実施要項

大阪府教育委員会

目 次

府立学校職員健康診断実施要項	1
1. 府立学校職員結核検査実施要領	6
2. 府立学校職員医師の診察実施要領	11
3. 府立学校職員尿検査・血圧測定実施要領	12
4. 府立学校職員身長・体重測定及び視力検査実施要領	13
5. 府立学校職員血液検査実施要領	14
6. 府立学校職員心電図検査・腹囲測定実施要領	15
7. 府立学校職員聴力検査実施要領	16
8. 府立学校職員胃検査実施要領	17
9. 府立学校職員大腸検査実施要領	18
10. 府立学校職員B型肝炎抗原抗体検査実施要領及びワクチン接種実施要領	19
11. 府立学校職員乳がん検診・子宮がん検診実施要領	22
12. 府立支援学校職員腰痛予防検診実施要領	23
13. 府立学校職員情報機器作業従事職員特別健康診断実施要領	24
14. 府立学校職員特定業務従事者健康診断実施要領	25
15. 府立学校における結核の発生について	26
参考 1 図で見る結核性疾患による休養発令等事務取扱要領（府立学校）	27
参考 2 結核性疾患による休養発令等事務取扱要領（府立学校）	28
「府立学校職員健康診断実施要項」様式	
様 式 1 春季（定期）・秋季（再度）職員結核検査実施結果報告書	34
様 式 2 B型肝炎ワクチン接種申込書	35
様 式 3 乳がん検診・子宮がん検診希望者名簿	36
様 式 4 腰痛予防検診アンケート及び検診申込書	37
様 式 5 腰痛予防検診依頼書（学校長提出用）	39
参考資料 1 府立学校職員定期健康診断実施報告書	40
参考資料 2 受検証明書 B型肝炎ワクチン接種及び乳がん検診・子宮がん検診	41
参考資料 3 府立学校職員乳がん検診・子宮がん検診実施報告書	42
参考資料 4 府立学校職員情報機器作業従事職員特別健康診断実施報告書	43
16. 大阪府立学校会計年度任用職員健康診断実施要領	44
17. 大阪府立学校外国語指導員・外国語指導助手健康診断実施要領	45
様 式 会計年度任用職員の健康診断等実施報告書	46
参考 よくある質問	47
令和7年度府立学校職員健康診断項目表	48
府立学校職員健康診断にかかる学区割	49
検査の知識	50

府立学校職員健康診断実施要項

1 趣 旨

学校保健安全法及び労働安全衛生法等の規定による職員の健康診断の実施及びこれに基づく事後措置を円滑にし、府立学校職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

2 実施の責任者

労働安全衛生法及び大阪府立学校職員安全衛生管理規程(平成7年3月教育長訓保第1051号)に基づき、校長・准校長は安全衛生管理者として健康診断の実施並びにこれに基づく事後措置に係る業務を統括管理する。

3 実施方法

- (1) 健康診断は、検査項目ごとに別に定める実施要領に基づき実施する。
- (2) 下記5(1)～(9)(ただし、二次(要精密)検査を除く。)、(10)のB型肝炎抗原抗体検査及び(12)については、府教育委員会が指定する健診機関(以下、「指定健診機関」という。)が学校に出向き行う巡回健診にて、原則半日で実施する。

4 実施期間

- (1) 上記3(2)に記載する巡回健診については、8月31日までとする。
- (2) 職員の秋季(再度)結核検査は、10月～2月に実施する。
- (3) 上記(1)(2)以外の検査にかかる実施期間については、別途通知する。
- (4) 臨時の健康診断は、必要に応じ実施する。

5 検査項目及び対象者

：法令により実施義務又は受診義務がある項目

	検査項目等	対象者
定期健康診断	(1) 結核検査	常勤職員 (定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。以下同じ。)
	(2) 医師の診察	
	(3) 尿検査 ・ 血圧測定	
	(4) 身長・体重 ・ 視力検査	
	(5) 血液検査	
	(6) 心電図検査 ・ 腹囲測定	
	(7) 聴力検査	35歳・40歳及び45歳以上の常勤職員
	(8) 胃検査	40歳以上の常勤職員
その他の健康診断(任意)	(9) 大腸検査	50歳以上の常勤職員のうち希望者
	(10) B型肝炎抗原抗体検査 ・ ワクチン接種事前検査 ・ ワクチン接種	次のうち希望者 支援学校の常勤職員、高等学校の養護教諭及び養護助教諭 * ただし、校務員及び給食調理員を除く。
	(11) 乳がん検診・子宮がん検診	次のうち希望者 乳がん検診については40歳以上の女性の常勤職員、 子宮がん検診については20歳以上の女性の常勤職員 * ただし、公費対応となるのは両検診ともに偶数年齢。

特別健康診断	(12)	支援学校職員腰痛予防検診	支援学校の常勤職員 * ただし、校務員を除く。
	(13)	情報機器作業従事職員特別健康診断	常勤職員
	(14)	特定業務従事職員健康診断	深夜業務に従事する支援学校の寄宿舎指導員

- 注意 ① 実施対象者の年齢は、年度末時点での年齢とする。
- ② 受診義務のある項目を自身の判断で省略することはできない。
- ③ 対象年齢以外の者の検査費用は、自己負担とする。(ただし、乳がん検診については、自己負担であっても40歳未満の職員の受検は不可)
- ④ 新規採用で雇入時健康診断受診者は、受診済みの検査項目は受診不可
- ⑤ 学校での巡回健診で一部の項目を受診し、残りの項目を別日に健診機関での来院受診といった分割受診は避けること。全ての項目を同日に受診すること。
(ただし、結核検査及び胃検査についてはこの限りでない。)
- ⑥ 大阪市からの派遣職員及び公設民営の府立学校職員については、対象外とする。

6 事後措置

- (1) 職員の健康診断を実施した医師の判定に基づき、教育委員会及び安全衛生管理者(校長・准校長)は大阪府立学校職員安全衛生管理規程第28条から第30条に定める事後措置をとるものとする。
- (2) 健康診断結果の送付について
健診終了後1ヵ月以内に個人結果票2部(1部は学校控え用、1部は本人用)及び該当職員分一覧表が、指定健診機関から校長・准校長あて親展にて送付される。
届かない場合は福利課へ連絡すること。
乳がん検診・子宮がん検診の個人結果票については、受検者の自宅に送付する。
- (3) 健康診断票への転記について
個人結果票を健康診断票に添付することで代替できるものとする。人間ドックなど他機関での受診結果については、その写し(総合判定のみ・検査結果数値や画像のみは不可。結果数値と併せ判定結果が明記され健康状態が分かるもの。)を健康診断票に添付すること。
- (4) 職員健康診断票の保管について
大阪府立学校職員安全衛生管理規程第27条の職員健康診断票の保管については個人情報保護に配慮し学校毎に行うものとし、在職中及び退職後5年間保管しておかなければならない。なお、異動の際は、異動先に引き継ぐこと。
- (5) 健康診断の結果に基づく健康管理について
安全衛生管理者は、産業医に健診結果一覧等を提示し、職員の健康管理について産業医の指導・助言を受けること。
職員は、健診結果のコメント等を参考にし、産業医の指導や助言を受けること。
また、必要な場合には専門機関での再検査や治療に努めること。(自己負担)
- (6) 健康診断結果、保健指導の記録等の個人情報については、「労働安全衛生法(第104条)」、「個人情報保護法」、「労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書」及び各校にて策定した「健康情報等の取扱規程」の趣旨に基づき、適切な措置を講ずること。

7 指定健診機関

(1) 〔巡回健診〕

学区	指定健診機関名	担当	住所・電話番号
旧第1学区	(一社)オリエンタル労働衛生協会 大阪支部	藤田	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 TEL:06-6266-6440
旧第2学区	(医)緑地会 赤尾クリニック	管理部 室(むろ)	〒538-0054 大阪市鶴見区緑3-2-15 TEL:06-6911-2961
旧第3学区	(医)メディフロントミズノクリニック	永澤・志賀	〒596-0077 岸和田市上町36-10 TEL:072-436-2055
旧第4学区	(一社)オリエンタル労働衛生協会 大阪支部	藤田	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 TEL:06-6266-6440

※ 欠席者健診・二次(要精密)検査・特定業務従事者健康診断の受診予約連絡先は(2)のとおり。

※ 血液検査及び心電図検査の二次(要精密)検査、支援学校職員腰痛予防検診、乳がん検診・子宮がん検診、情報機器作業従事職員特別健康診断については、指定する健診機関を別途契約し、通知する。

(2) 〔欠席者健診・二次(要精密)検査・B型肝炎ワクチン接種・特定業務従事職員健康診断の受診先 ※1・2〕

学区	予約連絡先	電話番号	指定健診機関が指示する受診先
旧第1学区 旧第4学区	(一社)オリエンタル 労働衛生協会大阪支部	06-6266-6440	オリエンタル大阪健診センター……大阪市中央区久太郎町1-9-26
旧第2学区	(医)緑地会 赤尾クリニック	06-6911-2961	緑地会 赤尾クリニック※3……大阪市鶴見区緑3-2-15
旧第3学区	(医)メディフロント ミズノクリニック	072-436-2055	南港病院 ……………大阪市住之江区北加賀屋2-11-15

※1 検査項目により、予約連絡先と受診先が異なる場合があるので、予約連絡時に必ず確認すること。

※2 予約時に必ず学校名・職員番号・名前を健診機関に伝えること。

※3 胃検査二次検査は、下記の医療機関を紹介し受診先を指示する。

西天満クリニック……北区西天満3-13-20 ASビル3階

しあわせクリニック……生野区生野西2-5-14

OBPクリニック……中央区城見2-2-53 東京海上日動ビルディング4階

8 健康診断受診に伴うサービスの取扱い

○健康診断受診に伴うサービスの取扱いについては、次のとおりとする。

ただし、この取扱いは指定健診機関に指示された医療機関を受診する場合に限る。

健康診断の種類		検査項目等	サービスの取扱い
定期健康診断	一次	○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、 身長・体重、視力検査、血液検査、 聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査	出張 * 指定健診機関に指示された医療機関で 受診すること
	二次 (要精密)	○結核検査 ※1、血液検査、心電図検査、胃検査(要 管理者含む) ※2	
特別健康診断		○支援学校職員腰痛予防検診 ○情報機器作業従事職員特別健康診断 ○特定業務従事職員健康診断	出張 * 指定健診機関に指示された医療機関で 受診すること
その他の 健康診断 (任意)	一次	○乳がん検診・子宮がん検診、大腸検査 ○B型肝炎ワクチン接種事前検査・B型肝炎ワクチン接種 ○公立学校共済組合及び大阪府教職員互助組合主催 の人間ドック ※3	職免 * 人間ドック以外は 指定健診機関に指示された医療機関 で受診すること
	二次 (要精密)	○乳がん検診・子宮がん検診、大腸検査 ○公立学校共済組合及び大阪府教職員互助組合主催 の人間ドック ※3	

※1 結核検査二次検査(胸部X線検査、診察、喀痰培養、塗抹検査、赤血球沈査、横位撮影)は医師の判断において、左記より必要な検査を実施する。

なお、実施するにあたり、他院を紹介された場合は出張扱い。ただし、CTは二次検査の対象外のため、他院紹介の場合もサービスの対象外(二次検査と同日同病院で実施する場合を除く)。

※2 胃検査の「要管理者」とは、一次検査の省略を医師から指示されている者で、指定健診機関において、定期的に直接、二次検査を受けるよう管理されている者である。

※3 検査に要する時間または日(往復の交通手段の時間を含む。)は、申請に応じて服務権限者において判断し、承認すること。検査日とは別に、当該検査結果の説明を受ける場合に要する日・時間も含む。

また、二次検査は、1回に限り職務免除扱いとし、実施機関から紹介された他院で実施する場合も含む。

参考

・妊娠中又はその可能性のある者が風疹の抗体検査を受ける場合、職免(昭和52年1月25日付教委職第1195号)

9 学校で実施する巡回健診を受診できなかった場合について(欠席者健診の受診)

指定健診機関が学校に出向き実施する定期健康診断を健診当日に公務等でやむなく受診できなかった者は、前記7(2)の連絡先に各人が事前に連絡し調整のうえ、9月末日までに必ず受診すること。(他校での受診は不可。)予約の際、学校名・職員番号・名前を伝えること。

9月末日までに受診できなかった場合は、原則として公費負担にならないので注意すること。

(※9月末日までに受診できない場合は、福利課へ要連絡)

なお、秋季(再度)結核検査については、2月末日までに受診すること。

10 健診当日に休業・休職中の職員について

定期健康診断を健診当日に産育休や病休などで休業・休職中の職員は受診不可。休職等により受診できなかった者は、復職後に速やかに前記7(2)の指定健診機関に各人が事前に連絡し、調整のうえ、受診すること。ただし、受診が10月以降となる場合は先に福利課へ連絡すること。

11 共生推進校兼務者の健康診断について(本務校:たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校、すながわ高等支援学校、むらの高等支援学校及びなにわ高等支援学校)

共生推進校兼務者については、共生推進校で健康診断を受診すること。

問診票については、指定健診機関より本務校に送付された問診票を共生推進校に送付するか、各校に配布される予備の問診票(白票)を使用すること。その際、学校名は共生推進校名を記入(修正)すること。後日、指定健診機関で受診する際も同様とする。

なお、検査結果は指定健診機関から受診した共生推進校の校長あて送付されるので、「校長用個人結果票」の控えを共生推進校に保存するとともに、同個人結果票(写)を本務校の支援学校長あて、親展にて送付すること。

また、その他の健康診断の乳がん・子宮がん検診の希望者名簿、情報機器作業従事職員特別健康診断の予備調査等については、勤務実態のある共生推進校から提出すること。

12 人間ドック等受診者について

人間ドック等により他の医療機関で受診する職員については、校長・准校長に必要な検査結果の写し(総合判定のみ・検査結果数値や画像のみは不可。結果数値と併せ判定結果が明記され健康状態が分かるもの。)を提出すれば、その結果をもって受診したものとみなす。結核検査については9月末までに結果提出の必要がある為、人間ドック等の受診予定が9月1日以降の場合は、必ず各学校における結核検査を受検すること。なお、公立学校共済組合大阪支部主催の共済健診(半日ドック)には、胸部X線撮影が含まれていない場合があるので、胸部X線撮影の有無を確認すること。

また、共生推進校兼務者については、本人から共生推進校に提出された検査結果の写しを、本務校と共生推進校で1部ずつ保管すること。

13 その他

校長・准校長は、職員の健康診断の実施にあたり、会場設営その他職員のプライバシーの保護に努めること。また、「職員健康診断の実施におけるセクシャル・ハラスメント等の防止について」に留意すること。

健康診断受診の際に配慮が必要な職員がいる場合は、指定健診機関と相談のうえ、できる限りの配慮を行うよう努めること。

また、指定健診機関が健康診断当日(または事前)に持参する「健診業務従事者名簿」を受け取り、業務従事者の資格等を確認すること。

14 各健康診断にかかる事務手続き等の一覧(概略版) ※詳細は各要領を参照すること。

＜各校で実施する定期健康診断(巡回健診)＞ 4月～8月末

- 日程調整** …前年度の12月～1月末頃に日程案が提示され、1～2月に実施日が確定
- キットの到着** …問診票等の健診関係キットが健診実施日の2～3週間前に到着、対象職員に配付
- 実施当日** …健診機関の当日責任者と連携をとること。(受付や実施運営は健診機関)
- 結果の到着** …結果一覧、個人結果の写し(保管用)、本人あての個人結果(封入)が校長・准校長あて親展にて送付

報告書等の提出

- ・健康診断実施報告書(★)…福利課より送付される報告書を確認の上、疑義等ある場合は5日以内に健診機関へ連絡し、修正があれば福利課へ連絡(提出不要)
- ・B型肝炎ワクチン接種申込書…結果通知受領後、2週間以内に希望者を取りまとめ、申込書を健診機関に送付 申込〆切：10月末
- ・結核検査実施結果報告書…管理区分が記載されている「二次検査結果(一覧表)」を参照(ただし、二次検査受診者が無い場合は送付なし)。また、人間ドック等受診者で結核にかかる所見がない場合は、「D3」に計上し報告
未受検者がいないよう、欠席者健診で受検するよう指導する。
提出〆切：9月末
- ・会計年度任用職員の健康診断等実施報告書…公費対応での受検者を報告。提出〆切：9月末
- ・結核に係る定期健康診断実施報告書…様式をダウンロード(P10)し、所管保健所長宛に送付
提出〆切：健康診断実施日の翌月10日まで

＜各種二次検査＞ 通年(★)は上記と同じ

- ・心臓検査・血液検査の二次検査…4月下旬に別途通知、要精密検査が対象、再検査は対象外
- ・結核検査及び胃検査の二次検査…一次検査結果受領後、指定医療機関に各自で予約し、受診

＜欠席者健診＞ 原則4月～9月末(★)は上記と同じ

- ・指定健診機関に各自で予約の上、9月末までに受診、10月以降は、福利課に事前連絡が必要

＜深夜業従事職員健康診断＞ 定期健康診断実施日から6カ月以内(★)は上記と同じ

- ・対象者名簿の確認(事前調査)…約4カ月後に送付の対象者名簿を確認し返送、指定期間に受診

＜乳がん検診・子宮がん検診＞ 7月下旬～3月半ば(★)は上記と同じ

- ・詳細は4月下旬に別途通知。申込者名簿の作成 申込〆切：6月上旬 検診：7月下旬～3月半ば
- ・受診票の到着…7月に検診実施機関より送付、申込者が各自で受診予約し受診
- ・結果の到着…結果通知が受診者の自宅あてに送付

＜腰痛予防検診＞ 4月～8月末

- ・詳細は、4月上旬に別途通知。一次検査申込〆切：4月末、二次検査：7月～8月末
- ・受診票…6月頃、校長・准校長あて送付される二次検査対象者名簿にて受診日程を調整後、送付
- ・結果の到着…受診月の翌月中旬頃に二次検査結果通知書が校長・准校長あて親展にて送付

＜情報機器作業従事職員特別健康診断＞ 7月～2月末(★)は上記と同じ

- ・実施の詳細は、7月に別途通知。調査及び問診：7～8月頃、検査：11月～2月末
- ・受診票…検査対象者には、別途、案内通知が健診機関より送付
- ・結果の到着…個人結果の写し、封入された結果通知が校長・准校長あて親展にて送付

1 府立学校職員結核検査実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定により、府立学校の職員に対し結核に関する健康診断を行い、その早期発見に努め保健管理の適正を図る。

2 対 象

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

ただし、妊娠中の者を除く。

＊ 人間ドック等により、他の医療機関で受診する職員については、胸部X線撮影の有無を確認し、無い場合もしくは受診予定が9月1日以降の場合、各学校における結核検査を必ず受検すること。

3 期間および場所

- (1) 春季（定期）結核検査の実施期間は、4月1日から8月31日までとする。
- (2) 場所は原則として各学校とする。

4 春季(定期)結核検査の実施方法

検査車両を各学校に配置する。

(1) 一次検査

① 対 象

対象者全員

② 方 法

X線デジタル撮影を行う（前年度の二次検査受検者で経過観察者A1～D2と判定された者は、受付で申し出ること）。

(2) 二次検査（一次検査結果通知を受領後2週間以内に健診機関にて実施）

① 対 象

ア．一次検査の結果、病変の発見された者、その疑いのある者（精密検査）

イ．一次検査の結果、指導区分が判定保留となった者（判定保留）

ウ．一次検査の結果、3ヵ月毎の経過観察が必要な者（経過観察）

② 方 法

ア．一次検査の結果に基づき必要のある者に対し、X線デジタル撮影、診察、喀痰培養検査等、医師の判断において必要な検査を行う。

イ．検査終了後、文書で結果を通知する。

(3) 留意事項

ア．一次検査で新たな所見が発見された場合は、通知を受領した日から2週間以内に健診機関に来所のうえ、必要な検査を受けること。

イ．二次検査においてCT等の追加検査が必要となった場合、自己負担となるので、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書又は公立学校組合員証等を用意すること。

ウ。校長・准校長は未受検者の動向について把握し、受診させること。また、健診機関で専門病院等を紹介された場合には、最終診断結果を確認すること。

5 秋季(再度)結核検査の実施方法

- (1) 対象者は、春季(定期)結核検査一次検査及び二次検査の結果A1～D2と判定された者とする(ただし、非結核性所見の者は除く)。
- (2) 職員の秋季(再度)結核検査は10月から2月にかけて行い、その方法及び留意事項は春季(定期)結核検査(2)②及び(3)に準ずる。

6 結果の判定及び事後措置

- (1) 一次検査及び二次検査結果の判定は別記「大阪府公立学校結核健康診断指導区分」により行う。
- (2) 上記判定及び指導区分に基づく必要な指示は、「結核(二次)検査結果報告書」を校長・准校長あて、随時通知する。
- (3) 校長・准校長はA1(休業要医療)～C2(注意要観察)と判定され、必要な指示を受けた者については、「大阪府立学校結核健康診断指導区分」に基づく生活が行われるよう措置するとともに、適切な医療が行われるよう指導しなければならない。
- (4) 一次検査の結果、二次検査対象外と判定された者は、別記「大阪府公立学校結核健康診断指導区分」に基づきD3(健康)とする。また、人間ドック等の受診者の受診結果についても、結核にかかる所見がない場合は、別記「大阪府公立学校結核健康診断指導区分」に基づきD3(健康)とする。

7 実施報告

校長・准校長の責任において、次のとおり各書類を作成し、各期間内に提出すること。

- (1) 9月20日～9月末日までに、指定健診機関より送付の指導区分が記載された「結核(二次)検査結果報告書」及び人間ドック等での受診結果を確認の上、春季(定期)職員結核検査実施結果報告書(様式1)を作成し、福利課あて提出すること。
- (2) 秋季(再度)結核検査についても、(1)と同様に(様式1)を作成し、速やかに福利課あて提出すること。
- (3) 別途、「結核に係る定期健康診断実施報告書」を作成し、春季(定期)結核検査を実施した翌月の10日までに、所轄保健所長あて提出すること。

〈注意〉

- ① 様式は、大阪府ホームページからダウンロード可能(大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市を除く)。(ダウンロードの方法はP10参照)
- ② この報告は、府内のすべての学校における職員及び生徒等の結核健康診断実施の状況を把握する資料であり、かつ公費補助の資料となるものであるから、いずれの健診機関で実施した場合でも、保健所からの提出の求めの有無にかかわらず必ず提出すること。
- (4) 福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書(参考資料1)」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は5日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。

(別 記)

大阪府公立学校結核健康診断指導区分

大阪府教育委員会

I 健康診断を行った結果については、生活規制面及び医療面の各区分を組合わせて健康保持を行うものとする。

・生活規制面からの区分

記 号	内 容	指 導
A (要休業)	勤務或は学業を休む必要のある者 活動性肺結核或はその疑の濃厚な者	休業又は休学し、安静度に応じた規則正しい療養日課を守らせ、入院を原則とする。
B (要軽業)	勤務或は学業に制限を加える必要のある者 比較的軽症の肺結核	規則正しい生活を守り、勤務或は学業を軽減させ、その程度を詳しく指示する。
C (要注意)	勤務或は学業をほぼ正常に行ってよい者 治ゆに近い非活動性の肺結核	規則正しい生活を守り、過激な勤務を避けた普通生活
D (健 康)	全く正常の生活でよい者 治ゆ、所見のみのもの、或は異常のない者	

・医療面からの区分

記 号	内 容	指 導
1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とする者	直接の医療行為とは（Ⅰ）化学療法、（Ⅱ）外科療法、（Ⅲ）その他の療法を行うことをいい、それぞれ適切な治療方針に基づき適応した医療を受けさせる。
2 (要観察)	医師による直接の医療行為は必要でないが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	病状に応じ1～3～6ヵ月毎にレントゲン検査・喀痰検査等を受けさせる。
3 (健 康)	医師による直接の医療行為或は指導を全く必要としない者	

Ⅱ 健康管理の実施にあたって、頻度の多い組み合わせ及び原則的指導概要の例示は次のとおりである。

記号	評 語	内 容	指 導	評 語	記号
A 1	休業・要医療	休業又は休学し、入院又は居宅で医師の治療を要する者	入院治療を要するとき は④ 1 と指示する	休 業	A 1
A 2	休業・要観察	休業又は休学し、医師の観察を要する者	再度検診を含む少なくとも1ヵ月1回受診		A 2
B 1	軽業・要医療	規則正しい生活を守り勤務又は学業を軽減し、医師の治療を要する者		軽 業	B 1
B 2	注意・要観察	規則正しい生活を守り勤務又は学業を軽減し、医師の観察を要する者	再度検診を含め少なくとも3ヵ月1回受診		B 2
C 1	注意・要医療	規則正しい生活を守り過激な業務を避けた普通の生活で医師の治療を要する者	再度検診を含め 3～6ヵ月1回受診	任意作業	C 1
C 2	注意・要観察	規則正しい生活を守り過激な業務を避けた普通の生活で医師の観察を要する者	再度検診を含め 3～6ヵ月1回受診		C 2
D 2	健康・要観察	X線 有所見 健康者	再度検診		D 2
D 3	健 康	X線 無所見 健康者		就 業	D 3

〈注意〉

- 1 法による定期健康診断は概ね6ヵ月の間隔において年二回実施する。但し、その内の一回は前回の受診の際A 2、B 2、C 2、D 2と判定された者のみを対象とし、発病のおそれがあるものとして、再度検診を施行する。
- 2 職員集団検診においてB 1（軽業要医療）B 2（注意要観察）と判定された場合、喀痰培養（2ヵ月培養）を繰返し行い、その結果陰性と判明するまで観察期間として出勤を停止する。（特別休暇）
なお、陰性と判明すれば、判明した翌日に出勤停止を解除する。

〈様式のダウンロード方法〉

○保健所設置市以外の市町村

【大阪府保健所】電子申請可 様式 (<https://www.pref.osaka.lg.jp/menkyo/o100050/0003397.html>)

大阪府ホームページ通常サイト (<http://www.pref.osaka.lg.jp/index.html>) より

「目的から探す」⇒「申込み・届出」⇒検索「結核に係る定期健康診断実施報告書」

○保健所設置市（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）

【大阪市保健所】電子申請可 様式 (<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000049760.html>)

大阪市ホームページ (<https://www.city.osaka.lg.jp/>) より

「くらし」⇒「健康・医療・福祉」⇒「健康・医療」⇒「感染症・病気に関すること」

⇒検索「結核定期健康診断実施のお願い」⇒「結核に係る定期健康診断実施報告書」

【堺市保健所】電子申請可 様式

(https://www.city.sakai.lg.jp/benri/download/download_kigyo/mokuteki/kenko/kansensho/jisshihokokusho.html)

堺市ホームページ (<https://www.city.sakai.lg.jp/index.html>) より

検索「便利情報」⇒「申請書ダウンロード」⇒「申請書ダウンロード（企業の方へ）」⇒「目的別検索」

⇒「健康・福祉」⇒「感染症」⇒「結核に係る定期健康診断実施報告書」

【東大阪市保健所】電子申請可 様式 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002006.html>)

東大阪市ホームページ (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>) より

「事業者の方へ」⇒「申請書ダウンロード（事業者向け）」⇒「健康・生活衛生関係」⇒「結核関係」

⇒「結核に係る定期健康診断実施報告書」

【高槻市保健所】様式 (<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/40/2928.html>)

高槻市ホームページ (<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/index.html>) より

「分類で探す」⇒「事業者向け」⇒「事業者向け申請書」⇒「医療・健康・衛生に関する申請書」

⇒「制度・事業等」⇒「結核定期健康診断の実施と報告をお願いします」

⇒「結核定期健康診断の実施と報告について」⇒「結核に係る定期健康診断実施報告書」

【豊中市保健所】様式

(https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/todokede-soudan/kekkaku-kansensyou/kekakuteikikennsinn.html)

豊中市ホームページ (<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/index.html>) より

「健康・福祉・医療」⇒「健康・保健衛生」⇒「各種届出・営業相談（事業者の方へ）」⇒「結核・感染症」

⇒「結核定期健診の実施および報告書の提出について」⇒「結核定期健康診断実施報告書」

【枚方市保健所】様式 (<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001803.html>)

枚方市ホームページ (<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>) より

「産業・しごと」⇒「事業者向け」⇒「各種指導」⇒「保健所」⇒「結核に係る定期健康診断」

⇒「健康診断実施報告書」

【八尾市保健所】様式 (<https://www.city.yao.osaka.jp/0000041977.html>)

八尾市ホームページ (<http://www.city.yao.osaka.jp/>) より

「健康・福祉・医療」⇒「保健衛生」⇒「感染症について」⇒「結核定期健診の実施及び報告書について」

⇒「結核定期健康診断報告書」

【寝屋川市保健所】電子申請可 様式

(<https://www.city.neyagawa.osaka.jp/kenko/iryou/kansensyo/kekkaku/13509.html>)

寝屋川市ホームページ (<https://www.city.neyagawa.osaka.jp/index.html>) より

「健康・福祉・医療」⇒「医療」⇒「感染症」⇒「結核」⇒結核に係る定期健康診断の実施と報告

⇒「結核に係る定期健康診断実施報告書」

【吹田市保健所】様式 (<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018600/1018623/1022617/1025060.html>)

吹田市ホームページ (<https://www.city.suita.osaka.jp/>) より

「健康・福祉」⇒「健康・医療」⇒「感染症」⇒「医療機関向け情報」

⇒結核に係る定期健康診断の実施と報告⇒「結核に係る定期健康診断実施報告書」

*大阪府の様式に準じています

2 府立学校職員医師の診察実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定に基づき医師による診察を実施し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

3 期間および場所

- （１） 期間は４月１日から８月３１日までとする。
- （２） 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

内容は、問診・視診・触診・聴診等を中心に医師の判断に基づき必要に応じて実施する。

5 実 施 方 法

校内でプライバシーが保たれる診察場所を確保して実施する。

6 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料１）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、５日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。また、未受検者の動向について把握し、受診させること。

3 府立学校職員尿検査・血圧測定実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定に基づき尿検査・血圧測定を実施し、各種疾病の早期発見と事後措置の徹底を期し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

3 期間および場所

- （１） 期間は４月１日から８月３１日までとする。
- （２） 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

- （１） 尿検査
 - ① 一次検査 糖・蛋白・ウロビリノーゲン検査
 - ② 二次検査 一次検査者のうち蛋白陽性者（±含む）については、同じ尿で潜血・沈渣をする。
- （２） 血圧測定 収縮期（最高）血圧・拡張期（最低）血圧

5 実 施 方 法

- （１） 尿検査
校内で指定の容器に採取した尿を提出する（容器等は健診機関が持参する）。
- （２） 血圧測定
校内で測定場所を確保し、着座した状態で血圧計を用いて測定する。

6 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料１）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、５日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。また、未受検者の動向について把握し、受診させること。

尿検査では１回の採尿で一次・二次検査を実施するため、二次検査の受検者数は、健診結果一覧表で確認すること。

4 府立学校職員身長・体重測定及び視力検査実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定に基づき身長・体重測定及び視力検査を実施し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

3 期間および場所

- （１） 期間は４月１日から８月３１日までとする。
- （２） 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

- （１） 身長・体重測定
- （２） 視力検査

5 実 施 方 法

校内で測定場所を確保して実施する。

6 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料１）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、５日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。また、未受検者の動向について把握し、受診させること。

5 府立学校職員血液検査実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定に基づき血液検査を実施し、各種疾病の早期発見と事後措置の徹底を期し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

3 期間および場所

- （１） 期間（一次検査）は、４月１日から８月３１日までとする。
- （２） 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

- （１） 一次検査（定期健康診断時）
血色素量・赤血球数・白血球数・ヘマトクリット・AST（GOT）・ALT（GPT）・ γ -GTP・総コレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール・LDLコレステロール・血糖・ヘモグロビンA1c
- （２） 二次検査
別途通知するものとする。

5 実 施 方 法

一次検査は、校内で場所を確保して採血を行う。

二次検査は、別途通知する府教育委員会が指定する健診機関に各自で出向き検査を受けることができる。対象者は、一次検査の結果に「要精密検査」と記載のある者とする（「再検査」は含まない）。

6 受診上の注意

- （１） 検査は空腹時に行う。詳細については、指定健診機関に確認すること。
- （２） 原則として、採血は、きき腕と反対の腕から行うものとする。
- （３） 当日、体調不良の職員は、予め採血について指定健診機関に相談すること。
- （４） 二次検査において追加検査や処置が必要となった場合、自己負担となるので、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書又は公立学校共済組合員証等を用意すること。

7 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料１）」、年度末に送付される「血液検査（二次）実施報告書」（様式を別途通知）により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、５日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。また、未受検者の動向について把握し、受診させること。

6 府立学校職員心電図検査・腹囲測定実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定に基づき心電図検査・腹囲測定を実施し、各種疾病の早期発見と事後措置の徹底を期し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

ただし、35 歳未満の者については産業医が必要でないと認めるときは省略することができる。

3 期間および場所

- （１） 期間（心電図一次検査・腹囲測定）は、４月１日から８月３１日までとする。
- （２） 場所は原則として各学校とする。

4 検査項目

- （１） 心電図検査
 - ① 一次検査 12 誘導心電図検査
 - ② 二次検査 別途通知するものとする。
- （２） 腹囲測定

5 実施方法

心電図一次検査及び腹囲測定は、検査車両を配置、または、あらかじめ指定健診機関から要請があった学校では、校内で検査場所を確保して実施する。

心電図二次検査は、別途通知する府教育委員会が指定する健診機関に各自で出向き検査を受けることができる。対象者は、一次検査の結果に「要精密検査」と記載のある者とする（「再検査」は含まない）。

6 心電図検査受診上の注意事項

- （１） 上半身裸になるので、衣服は着脱の簡単なものにすること。なお、あらかじめストッキング等は脱いでおくこと。
- （２） 二次検査において追加検査や処置が必要となった場合、自己負担となるので、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書又は公立学校共済組合員証等を用意すること。

7 実施報告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料１）」、年度末に送付される「心電図検査（二次）実施報告書」（様式を別途通知）により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、５日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。また、未受検者の動向について把握し、受診させること。

7 府立学校職員聴力検査実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定に基づき聴力検査を実施し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

35 歳、40 歳及び 45 歳以上の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

3 期間および場所

- （1） 期間は 4 月 1 日から 8 月 31 日までとする。
- （2） 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

聴力検査 オージオメーターを用い、1000 ヘルツ及び 4000 ヘルツの音に係る検査を行う。

5 実 施 方 法

検査車両を配置、または、あらかじめ指定健診機関から要請があった学校では、校内で検査場所を確保して実施する。

6 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料 1）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、5 日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。また、未受検者の動向について把握し、受診させること。

8 府立学校職員胃検査実施要領

1 趣 旨

学校保健安全法等の規定に基づき胃の検査を実施し、疾患の早期発見と事後措置の徹底を期し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

40 歳以上の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

ただし妊娠中の者を除く。

3 期間および場所

（1） 期間は4月1日から8月31日までとする。

（2） 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

（1） 一次検査 予診（問診）、胃部X線デジタル撮影（対策型検診撮影法により8体位基準）を行う。

ただし、前年度の二次検査受検者の内、一次検査の省略を医師より指示された者は、胃部X線デジタル撮影を省略する。

（2） 二次検査 指定健診機関にて、胃内視鏡検査（胃カメラ）を実施するものとする。胃内視鏡検査が実施できない場合に限り、胃部X線デジタル撮影（任意型検診撮影法による）を実施するものとする。

5 実 施 方 法

一次検査は、検査車両を各学校に配置する。

二次検査は、各自で健診機関に出向き受診すること。

6 受診上の注意事項

（1） 飲食等については指定健診機関の指示を確認すること。

（2） バリウムは無害であるが、便秘になりやすいので検査終了後、十分な水分を摂取すること（炭酸飲料は避ける）。

（3） 要二次検査の判定を受けた者は、速やかに該当の指定健診機関と日程調整し、二次検査を受診すること。

（4） 二次検査において追加検査や処置が必要となった場合、自己負担となるので、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書又は公立学校共済組合員証等を用意すること。

7 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料1）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、5日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。また、未受検者の動向について把握し、受診させること。

9 府立学校職員大腸検査実施要領

1 趣 旨

府立学校職員に対し、健康診断の一環としての大腸の検査を実施し、疾患の早期発見と事後措置の徹底を期し、職員の健康管理に万全を期す。

2 対 象

次のうちの希望者

50 歳以上の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

3 期間および場所

- （１） 期間は４月１日から８月３１日までとする。
- （２） 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

便潜血反応検査（免疫２回法）

5 実 施 方 法

指定健診機関が指定した期日に採取した便を提出する。

検査体制、検査結果通知等事後措置のため、受検希望者は必ず指定期日に提出すること。
（容器等は、指定健診機関から各学校に配付する。）

6 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料１）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、５日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。

7 そ の 他

- （１） 本検査は、大腸疾患に関するスクリーニング検査として実施するものであり、二次検査及び治療に関しては、各個人の責任において対応するものとする。
- （２） 未使用の検査キットは、校長・准校長が検体回収日に責任をもって、指定健診機関に返却すること。なお、その日に返却できなかった場合は、後日、指定健診機関に直接送付するものとする。

10 (1)府立学校職員B型肝炎抗原抗体検査実施要領

1 趣 旨

府立学校職員に対し、健康診断の一環としてB型肝炎抗原抗体検査を実施し、職員の健康管理に万全を期す。

2 対 象

次のうちの希望者

- ・支援学校の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）
- ただし、技術職員のうち校務員及び給食調理員を除く。
- ・中学校もしくは高等学校の養護教諭及び養護助教諭

3 期間および場所

- (1) 期間は4月1日から8月31日までとする。
- (2) 場所は原則として各学校とする。

4 検 査 項 目

- (1) 予診（問診）
- (2) HBs抗原抗体検査

5 実 施 方 法

- (1) 検査場所で採血を行う。
- (2) B型肝炎検査を希望する対象職員は、職員定期健康診断（血液検査）実施時に自ら受付に申し出る。

＊ 「B型肝炎対策事業の流れ」P.20 参照

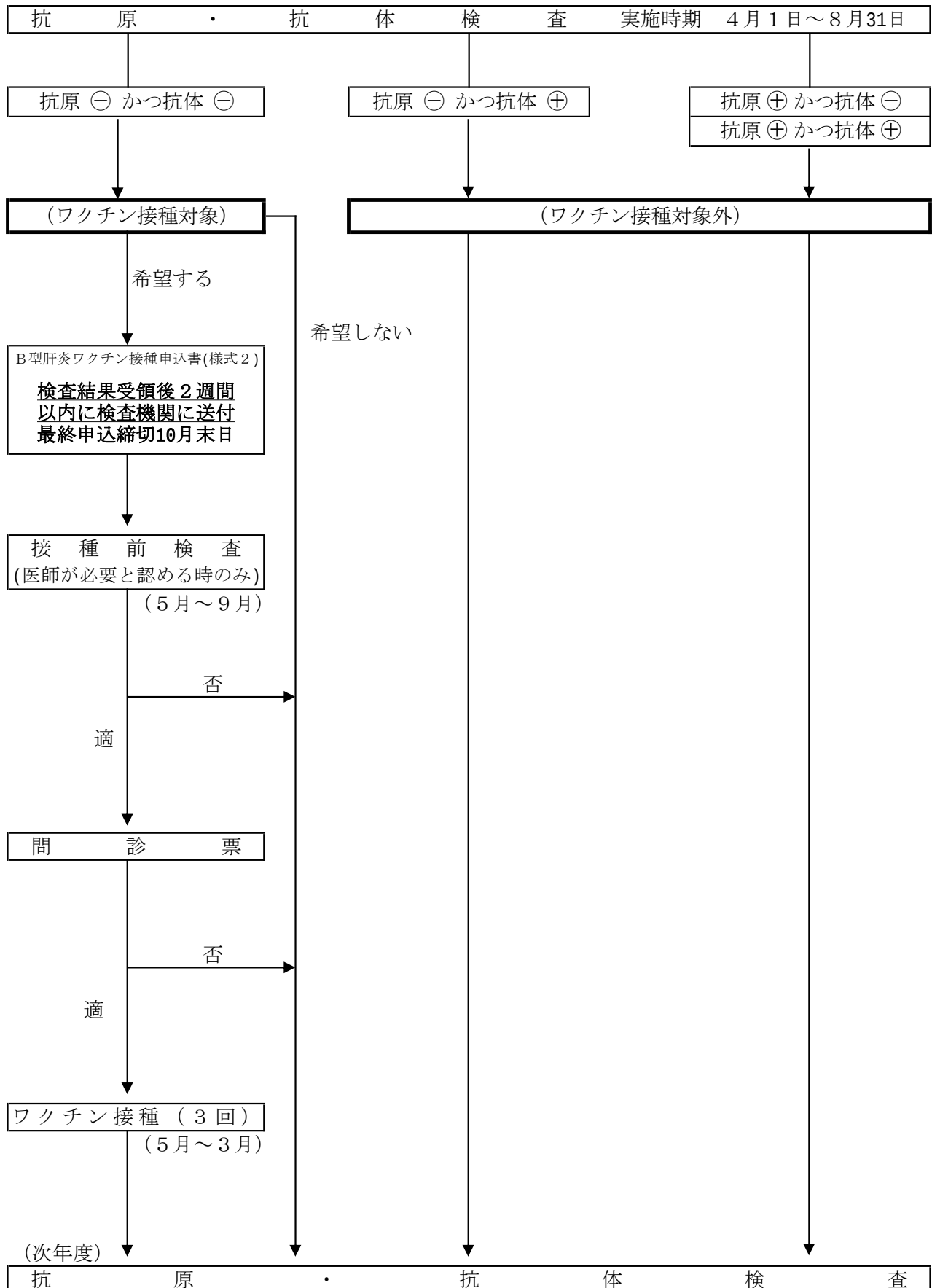
6 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書（参考資料1）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、5日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。

7 そ の 他

抗原抗体検査で「抗原＋」となり、大阪府肝炎専門医療機関を受診した場合は、初診料等の助成が受けられる場合があります。詳細は大阪府HPの「肝炎対策について」を参照ください。<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kanentaisaku/>

B型肝炎対策事業の流れ



(2) 府立学校職員B型肝炎ワクチン接種実施要領

1 趣 旨

B型肝炎感染の防止を図り、府立学校職員の健康管理に資することを目的として、B型肝炎ワクチンの接種を実施する。

2 対 象

ワクチン接種の対象者は「府立学校職員B型肝炎抗原抗体検査実施要領」に定める対象職員であって、B型肝炎抗原抗体検査において抗原、抗体ともに陰性と判定された職員のうちワクチン接種を希望する者とする。

* 公立学校共済組合及び大阪府教職員互助組合主催の人間ドック等により抗原、抗体ともに陰性と判定された職員はワクチン接種の対象に含まない。

3 接種期間および場所

- (1) 接種期間は5月1日から3月31日までとする。
- (2) 場所は府教育委員会が指定する健診機関とする。

4 実施方法

- (1) 各学校においては、抗原抗体検査結果通知受領後、2週間以内に、ワクチン接種を希望する職員をとりまとめるうえ、「B型肝炎ワクチン接種申込書(様式2)」により、指定健診機関あて申し込むこと（B型肝炎抗原抗体検査において、抗原、抗体ともに陰性であることを確認すること）。

3回のワクチン接種期間確保のため、申込の最終締切は10月末日とする。

- (2) ワクチン接種希望者は、指定健診機関と日程調整の上、同機関においてワクチンを3回接種する。2回目の接種は1回目の約4週間後、3回目の接種は2回目の約20週間後に行う。
- (3) 受検者には毎回「受検証明書(参考資料2)」を発行するので、校長・准校長に提出すること。

* 「B型肝炎対策事業の流れ」P.20 参照

5 実施報告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書(参考資料1)」及び「受検証明書(参考資料2)」により受検者数を確認し、疑義等ある場合は、5日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。

11 府立学校職員乳がん検診・子宮がん検診実施要領

1 趣 旨

府立学校職員に対し、健康診断の一環としての乳がん検診・子宮がん検診を実施し、その早期発見と事後措置の徹底を期し、職員の健康管理に万全を期す。

2 対 象

次のうちの希望者（偶数年齢の職員は公費対応）

・子宮がん検診は、年度末時点の年齢が20歳以上の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

・乳がん検診は、年度末時点の年齢が40歳以上の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

*ただし、奇数年齢の常勤職員は、両検診ともに申込みはできるが、全額自己負担となるので留意すること。

なお、乳がん検診については、自己負担であっても40歳未満の職員の受検は不可。

3 期間および場所

（1） 検診期間は7月下旬から3月半ばまでとする。

（2） 場所は、別途通知する府教育委員会が指定する健診機関とする。

4 検 査 項 目

（1） 乳がん検診

①公費実施 医師による問診、マンモグラフィー

（2） 子宮がん検診

①公費実施 子宮頸がん検診（問診、視診、子宮頸部細胞診、内診）

②オプション実施（自己負担） 子宮体がん検診（問診、視診、子宮内膜細胞診、内診）

5 実 施 手 順

（1） 詳細については、4月に検診実施機関決定の通知にて別途示す。学校は、「乳がん・子宮がん検診希望者名簿（様式3）」の検診希望者名簿を作成し、文書提出システムにて福利課へ提出すること。

（2） 後日、指定健診機関から希望者あてに、決定通知が送付されるので、対象者は決定通知と年齢、資格が確認できる証明書等を持参のうえ、指定健診機関へ出向き、受検すること。

（3） 受検者には当日、「受検証明書（参考資料2）」を発行するので、校長・准校長に提出すること。

6 結 果 通 知

検診結果は、本人あてに通知する。本検診は、スクリーニング検査として実施するものであり、精密検査及び治療に関しては、各個人の責任において対応するものとする。

7 実 施 報 告

福利課から年度末に送付される「実施報告書（参考資料3）」及び「受検証明書（参考資料2）」により受検者数を確認し、疑義等ある場合は、5日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。

12 府立支援学校職員腰痛予防検診実施要領

1 趣 旨

支援学校に勤務する教職員の間に多発傾向が見られる腰痛問題に対処するために、検診を実施し、腰痛の予防、早期発見に努め、教職員の健康の保持増進を図る。

2 対 象

支援学校の常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）ただし、技術職員のうち校務員を除く。

3 期間および場所

- （１） 期間は４月１日から８月３１日までとする。
- （２） 二次検査の場所は別途通知する府教育委員会が指定する医療機関とする。

4 検 査 項 目

- （１） 一次検査 腰痛予防検診アンケート（様式４）
- （２） 二次検査 腰椎エックス線検査、診察（別途通知するものとする。）

5 実 施 手 順（詳細は別途通知する）

- （１） 校長・准校長は、腰痛予防検診対象者へ「腰痛予防検診アンケート及び検診申込書（様式４）」を印刷し個人配布するとともに、個人情報の取扱いに留意のうえ、検診希望者分の「腰痛予防検診アンケート及び検診申込書（様式４）」を学校でとりまとめ、４月末までに「腰痛予防検診依頼書（様式５）」を添えて福利課へ送付すること。
- （２） アンケート結果から判定により二次検査対象者を決定し、各学校に通知する。
- （３） 二次検査対象者は、二次検査受診票を持参のうえ、指定健診機関で受検する。
- （４） 一次検査及び二次検査結果から判定区分を決定し、腰痛予防検診結果通知書を福利課より各学校長・准校長あてに送付する。判定が **B2、C** の教員及び実習教員は体育実技等の軽減の対象とする。
【判定区分 A：異常なし B1：おおむね異常なし B2：要注意または要観察 C：要治療】

6 事 後 措 置

- （１） 検診の結果、さらに検査を要すると判定されたものに対して、校長・准校長は早期に専門医等で受診するよう指導するとともに、その結果の把握に努めること。
- （２） 校長・准校長は、検診該当者以外の者についても、腰痛予防に努めさせること。

7 そ の 他

本検診は、腰痛に関するスクリーニング検査として実施するものであり、精密検査及び治療に関しては、各個人の責任において対応するものとする。

13 府立学校職員情報機器作業従事職員特別健康診断実施要領

1 趣 旨

「大阪府立学校情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づき、情報機器作業に従事する府立学校職員の健康状態を把握し、健康障害の防止及び職員の健康管理に万全を期す。

2 対 象

常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び常勤講師を含む。）

3 期間および場所

- （１） 期間は７月から２月末日までとする。
- （２） 検査場所は、別途連絡する府教育委員会が指定する健診機関とする。

4 検 査 項 目

- （１） 調査票及び問診票
- （２） 検査については、調査票及び問診票の判定の結果、検査対象者と通知された者
 - ア ４０歳未満：両眼視機能検査、問診及び医師の診察
 - イ ４０歳以上：両眼視機能検査（調節機能、眼位含む。）、問診及び医師の診察

5 実 施 手 順（詳細は別途通知する）

- （１） 各学校においては、別途通知する「情報機器作業調査票」を常勤職員（再任用短時間勤務者及び常勤講師を含む。）へ配布・回収し、「１ ほぼ毎日情報機器作業を行っている」と回答している調査票のみ福利課へ送付すること。
- （２） 問診の結果を判定し、本健診の検査対象者を決定し、各学校に通知する。
- （３） 別途連絡する指定健診機関より検査対象者へ決定通知が送付されるので、検査対象者は決定通知を持参のうえ各自で指定健診機関へ出向き受診すること。

6 結 果 通 知

検診結果は、学校あてに通知する。本健診は、スクリーニング検査として実施するものであり、精密検査及び治療に関しては、各個人の責任において対応するものとする。

7 実 施 報 告

福利課から年度末に送付される「実施報告書（参考資料４）」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、５日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。

14 府立学校職員特定業務従事者健康診断実施要領

1 趣 旨

労働安全衛生法等の規定に基づき特定業務従事者健康診断を実施し、各種疾病の早期発見と事後措置の徹底を期し、職員の健康管理の適正を図る。

2 対 象

深夜業務に従事する寄宿舎指導員
(深夜業務…所定労働時間の一部でも午後 10 時から午前 5 時までの時間帯にかかる場合)

3 期間および場所

- (1) 期間は定期健康診断実施日より 6 ヶ月以内に別途指定される期間内とする。
- (2) 場所は、別途連絡する府教育委員会が指定する健診機関とする。

4 検 査 項 目

- (1) 結核検査(秋季(再度)結核検査の対象者のみ)
- (2) 問診および診察
- (3) 尿検査
- (4) 身長・体重・腹囲・血圧測定
- (5) 視力・聴力検査
- (6) 血液検査※
- (7) 心電図検査※

※産業医が必要でないと認めるときは省略することができる。

5 実 施 手 順

- (1) 健康診断実施日から約 4 か月後に福利課より健診対象者名簿を送付するので、対象者を確認し返送する。
- (2) 指定健診機関から対象者あてに、受診票を送付するので、指定された期間内に各自で指定健診機関に出向き受診すること。

6 実 施 報 告

福利課から四半期ごとに送付される「実施報告書(参考資料 1)」により、受検者数を確認し、疑義等ある場合は、5 日以内に指定健診機関へ連絡・調整し、内容に修正があった場合は福利課へ連絡すること。

15 府立学校における結核の発生について

学校において結核患者が発生した場合は、下記の様式により府教育委員会教育長に届けることとする。

第 年 月 日 号

大阪府教育委員会教育長 様

学校名

校長名

結核患者発生報告書（職員）

1 学校所在地

2 患者について

(1) 氏名 性別 職名

(2) 生年月日 年齢

(3) 住所 電話

(4) 保健所名 ① 学校管轄保健所名 ② 自宅所在地保健所名

3 発生状況

(1) 診断名・病型・管理区分

(2) 発症年月日 ① 初診年月日 ② 診断年月日 ③ 休養開始年月日

(3) 発見方法 ① 定期健診 ② 接触者健診 ③ 家族健診 ④ 医療機関受診

(4) 発生経過

(5) 治療を受けている医療機関名・所在地

(6) 感染について ① 感染源不明 ② 感染源あり（家族・学校）

(7) 結核菌検査 ① 喀痰塗抹・培養 ② P C R 法 ③ 診断時 Q F T

4 発生以後の対応

(1) 学校の対応

(2) 保健所・その他の関係機関の対応

(3) 接触者検診実施予定

5 その他参考となる事項

結核性疾患による休養発令等事務取扱要領

(府立学校)

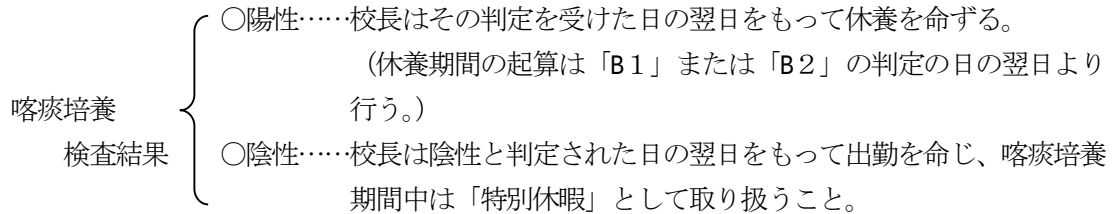
1 休 養

① 定期健康診断（大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）の行う集団検診）

(a) 「A1」と判定された場合、校長は「A1」の判定を受けた日の翌日をもって休養を命ずる。

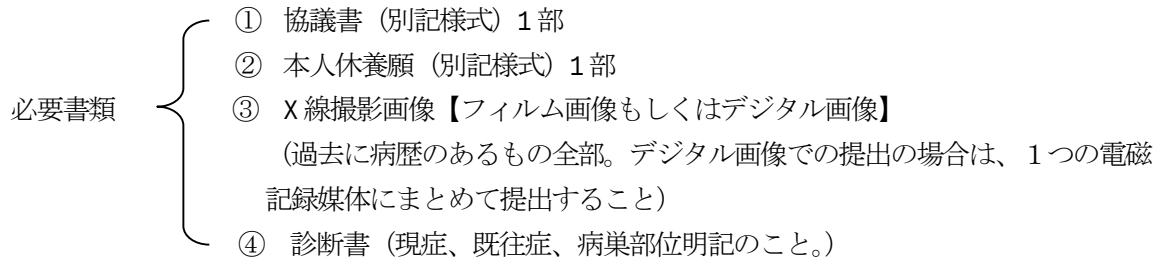
(b) 「B1」または「B2」と判定された場合、ただちに喀痰培養検査を行う。

校長は「B1」または「B2」の判定を受けた日の翌日をもって出勤停止を命ずる。

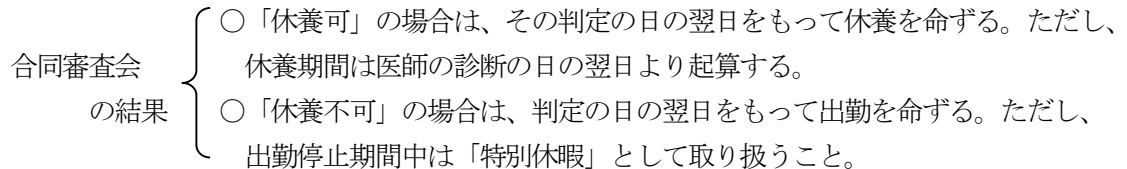


② 本人の願い出による場合（医師の診断結果）

(a) 校長は診断の日から速やかに教職員人事課を通じて福利課と協議すること。



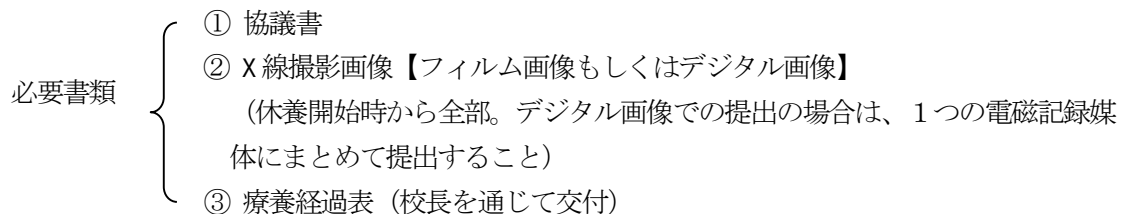
(b) 校長は医師の診断のあった日の翌日をもって出勤停止を命ずる。



③ (a) 休養期間は医師の診断により必要と認められる期間で最長6ヶ月とする。

(b) 休養期間中の給与は全額支給する。

(c) 校長は休養期間が3ヶ月を超える場合、休養開始後3ヶ月を経過する日前の直近の合同審査会（おおむね毎月1日と15日）の行われる2週間前までに教職員人事課を通じて福利課と療養経過に関する協議を行うものとする。

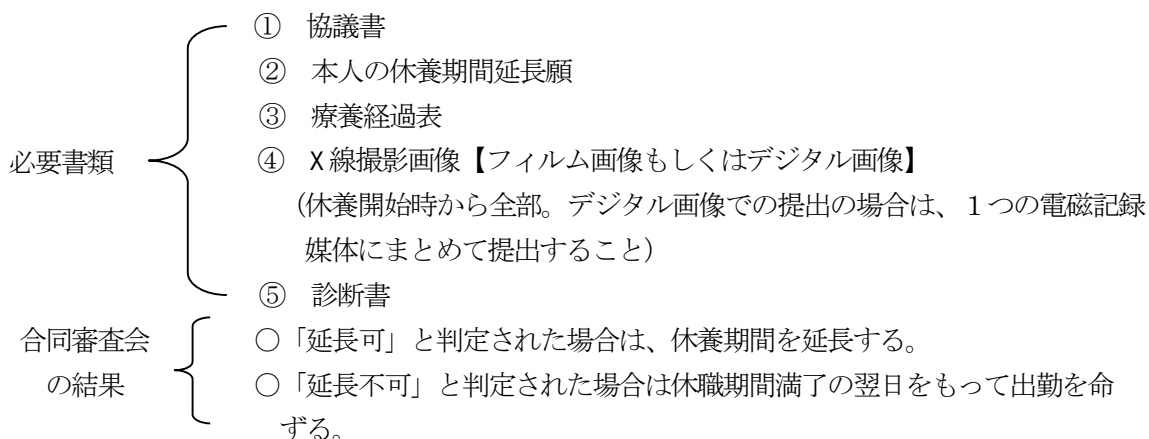


(d) 校長は期間満了時前に休養期間延長や解休養または休職の必要を確かめ、相当期間前に手続きをすること（2、3、4の項参照）

(参考2)

2 休養期間延長（休養発令日から6ヶ月以内の期間）

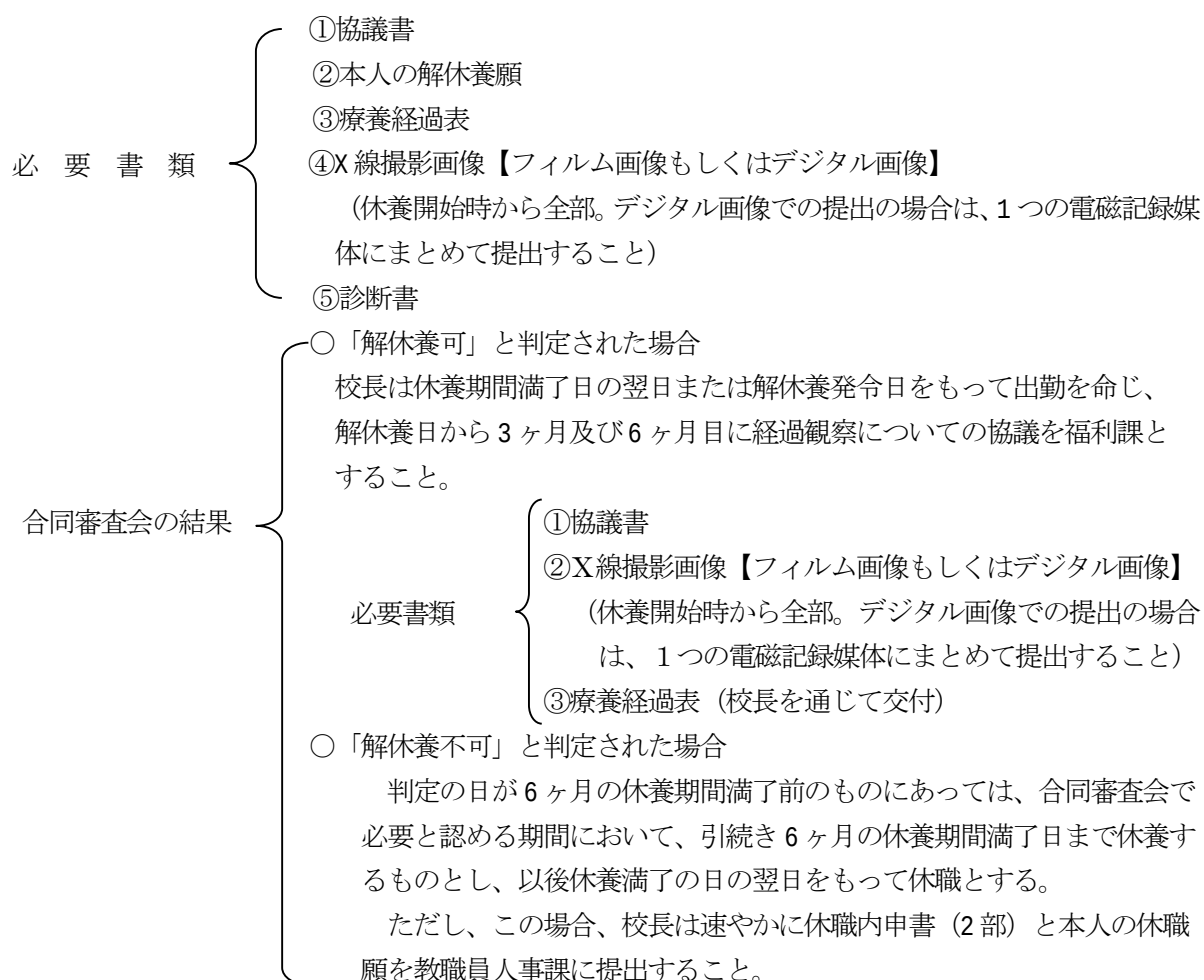
校長は休養発令日から6ヶ月以内の期間において、休養期間を延長する必要がある場合、遅くとも休養期間満了日前の直近の合同審査会（おおむね毎月1日と15日）の行われる日の2週間前までに教職員人事課を通じて福利課と協議するものとする。



3 解 休 養（休養期間満了時または休養期間満了前の場合と「休職不可」の判定を受けた場合がある。）

① 休養期間満了時または休養期間満了前に出勤しようとする場合

校長は遅くとも休養期間満了日または解休養発令日前の直近に行われる合同審査会（おおむね毎月1日と15日）の2週間前までに、教職員人事課を通じて福利課と協議するものとする。

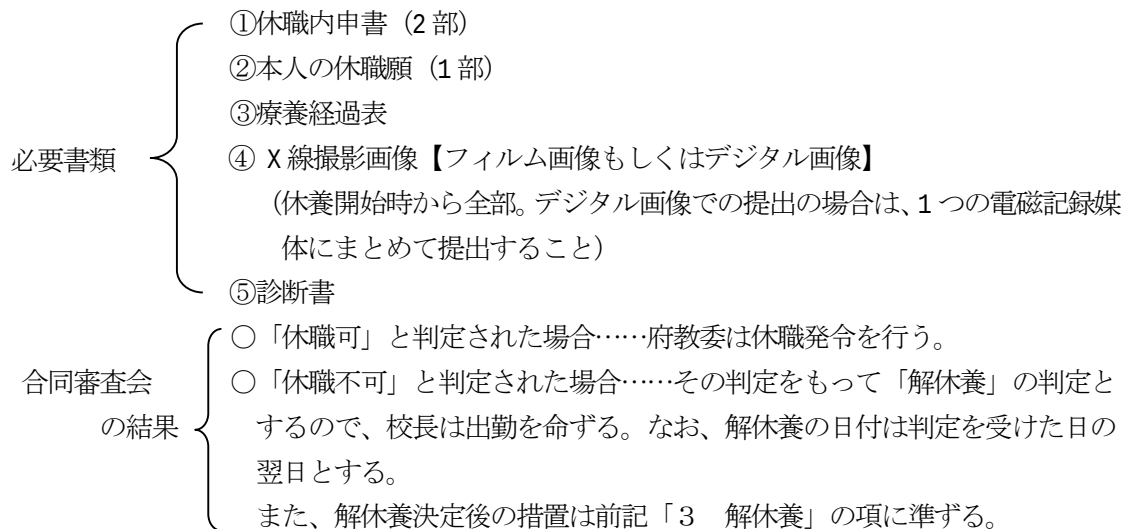


- ② 上記①の結果、解休養された者が6ヶ月以内に経過観察等において、新たに休養の事由が生じた場合、休養期間はその前後を通算する。

4 休 職 （休養から引続き休職する場合と「解休養不可」の判定を受けた場合がある。）

① 休養から引続き休職する場合

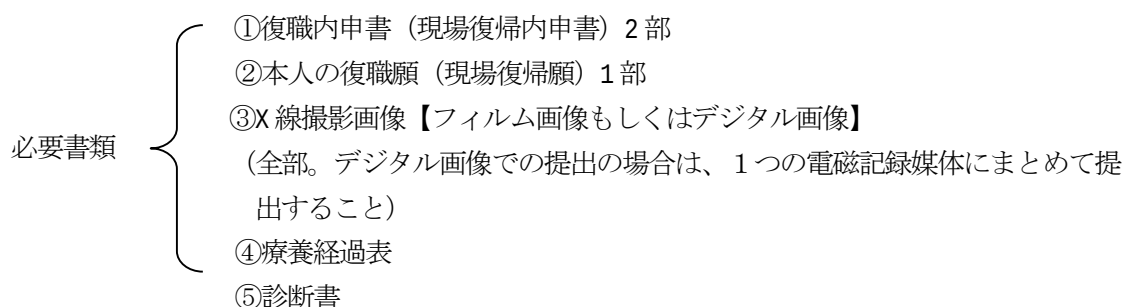
校長は遅くとも休職発令予定日（休養期間満了の日の翌日）前の直近に行われる合同審査会（おおむね毎月1日と15日）の2週間前までに教職員人事課に内申すること。



- ② (a) 休職は原則として2ヵ年とする。
(b) 休職期間中の給与は全額支給する。
(c) 校長は休職期間中、3ヶ月毎に前記「1-③-c」に準じて療養経過に関する協議を行うこと。
(d) 校長は休職期間満了前に復職の必要性を確かめ、相当期間前に手続きをすること。（5及び7の項参照）

5 復 職 （現場復帰）

- ① 校長は遅くとも期間満了日の前の直近に行われる合同審査会（おおむね毎月1日と15日）の2週間前までに教職員人事課あて内申すること。



② 合同審査会の結果

- | | |
|---|---|
| { | (a) 「復職（現場復帰）可」と判定された場合……府教委は復職（現場復帰）発令を行う。 |
| | (b) 休職期間満了の者が「復職不可」の判定を受けた場合……府教委は期間満了により退職発令を行う。 |

- ③ 上記「2-(a)」の場合、校長は復職決定後、前記「3」に準じ、経過観察についての協議を福利課と行うこと。

(休養・休養期間延長・解休養
休職・復職 願様式)

年 月 日

大阪府教育委員会教育長 様

府立〇〇学校

職員 氏名

休養・休養期間延長・解休養
休職・復職 願

このたび下記理由により〔休養・休養期間延長・解休養
休職・復職〕いたしたくご許可くださいますよう
お願いします。

記

理 由 病 名

(休養・休養期間延長協議書様式)

年 月 日

大阪府教育委員会教育長 様

府 立 学 校 長

結核性疾患職員の休養・休養期間延長について

標記について、下記のとおり措置いたしたいので関係書類相添え協議いたします。

記

学校名	職 名	氏 名	年令	性別	病 名	休 養 休養期間延長	発令期間	備 考
						年 月 日から 年 月 日まで	既休養発令期間 年 月 日から 年 月 日まで	

(解休養協議書様式)

年 月 日

大阪府教育委員会教育長 様

府 立 学 校 長

結核性疾患職員の解休養について

標記について、下記のとおり措置いたしたいので関係書類相添え協議いたします。

記

学校名	職 名	氏 名	年令	性別	病 名	解休養発令年月日	備 考
						年 月 日	休養発令期間 年 月 日から 年 月 日まで

(経過観察協議書様式)

年 月 日

大阪府教育委員会教育長 様

府 立 学 校 長

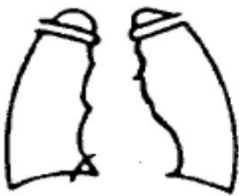
結核性疾患職員の経過観察について

標記について、下記のとおり措置いたしたいので関係書類相添え協議いたします。

記

学校名	職 名	氏 名	年令	性別	病 名	解休養・復職発令月日	備 考

職 員 結 核 療 養 経 過 表

氏名	男 女	生年 月 日	昭和 平成 年 月 日 (才)	休 養 歴	第一回 開始	休養 開始	年 月 日	発見 動機	集検 (A1, A2, B1, B2) 医療機関受診 その他 ()	解除	年 月 日	
現住所				第二回 開始	休養 開始	年 月 日	発見 動機	集検 (A1, A2, B1, B2) 医療機関受診 その他 ()	解除	年 月 日		
学校名	職 名			第三回 開始	休養 開始	年 月 日	発見 動機	集検 (A1, A2, B1, B2) 医療機関受診 その他 ()	解除	年 月 日		
診断名		B C G 接種歴 有 ・ 無 ・ 不明				前回の集検の結果						
現病歴		症状 (咳 ・ 痰 ・ 発熱 ・ 体重減少 ・ 食欲不振)				受診年月 : 年 月 結 果 A 1 , A 2 , B 1 , B 2 , C 1 , C 2 , D 2 , D 3 ,						
		症状出現時期 (年 月 日)										
		医療機関初診の時期 (年 月 日)										
		結核診断日 (年 月 日)										
既往歴						学校の管理 責 任 者 校 長						
結核患者との接触歴		有 (歳頃) ・ 無										
治療 (服薬) 開始		年 月 日 ~				治療予定期間		年 月までの予定				
結核菌検査【喀痰・髄液・胸水・胃液・その他 ()】			【診断時の核酸増幅同定検査】				【薬剤感受性検査成績】					
実施日	塗抹 (直接)・集菌	培養 (固形・液体)	検査法(PCR法 ・ 法)				菌株日	年 月 日				
年 月 日			年 月 日 実施				薬剤名	濃度 (μ g / ml)	感受性			
年 月 日			検査結果	結核菌 (M.tuberculosis)			INH	0.2	感	耐		
年 月 日				陽性 ・ 陰性			RFP	40	感	耐		
年 月 日			検査中			PZA	—	感	耐			
年 月 日			【診断時のQFT】			SM	10	感	耐			
年 月 日			平成 年 月 日 実施			EB	2.5	感	耐			
年 月 日			陽性 ・ 陰性 ・ 判定保留			KM	20	感	耐			
年 月 日			【その他・診断の根拠となる検査結果】			EVM	20	感	耐			
年 月 日						TM	20	感	耐			
年 月 日						CS	30	感	耐			
年 月 日						PAS	0.5	感	耐			
年 月 日						LVFX	1	感	耐			
【使用抗結核薬 () 剤】			【所 見】				【外科的療法】			府教委 指導事項		
INH RFP PZA SM EB KM EVM TH CS PAS							部位 ()			月 日		
【その他治療薬剤及び治療内容】							手術予定年月日					
							年 月 日					
							現在の状況					
DOTS 有 ・ 無			撮影年月日 : 年 月 日				通院 ・ 入院中			医療機関 及び医師 氏名 ㊞		
			病型 :									
特記事項												

(解休養、復職審査の場合は、発病当時のX線フィルム及び最近のフィルムとともにこの表を資料として提出すること。)

大阪府教育委員会教育長 様

学校番号

学 校 名

#N/A

校 長 名

年度

春季（定期）

職員結核検査実施結果報告書

標記について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

対象 者数	受検の状況		指導区分の内訳							
	未受検	受検								
0			数が一致していること							
			D 3	D 2	C 2	C 1	B 2	B 1	A 2	A 1
									判定 保留	計
										0

- 注）・対象者は、実施要領のとおり。（人間ドック等受診し別に結果を提出した者を含む）
新規採用職員は、雇入時健康診断を受診しているので、対象ではありません。
休職者についても、休職中は定期健康診断受診不可のため、対象ではありません。
- ・受検者全員、A 1～D 3の指導区分のいずれかに分類されます。
そのため、受検者数と指導区分内訳合計数は同数となります。
- ・1次検査の結果、2次検査対象外と判定された者は、D 3（健康）となります。
- ・人間ドック等受診者の指導区分については、大阪府公立学校結核健康診断指導区分（実施要項P.8～9）を参照の上、結核に関する所見がない場合はD 3となります。

備考欄（未受検者がいる場合はその理由を明記すること）

・
・
・

様式2

第 号
年 月 日

(健診機関名称) 様

学校長

B型肝炎ワクチン接種申込書

No.	職 名	職員番号	名 前	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※指定健診機関が指示する提出方法（郵送・メール・FAXなど）により直接提出ください。

令和7年度 乳がん検診・子宮がん検診希望者名簿

- ◆名簿（エクセル）を作成し、文書提出システムにて提出すること。（メール・通送不可）
- ◆名前はマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）又は資格確認書又は公立学校共済組合員証等に記載されている名前、フリガナを入力すること。
- ◆提出方法及び提出期限などの詳細については、4~5月頃に別途発出する通知文を参照の上、提出すること。

学校番号		学校名	#N/A
------	--	-----	------

※色のついているセルのみ入力してください。（無色セルは数式が入っています）

基準日： 2026/3/31

	職員番号	フリガナ	生年月日（西暦）			年度末 年齢	公費or自費 偶数年齢：公費 奇数年齢：自費	受検希望の有無を回答してください ○か×をプルダウンから選択		子宮がん検診オプション 子宮体がん検診希望の有無を 選択
		名 前	年	月	日			乳がん	子宮がん	
例	999999	オオサカ ハナコ 大阪 花子	1970	1	1	56	公費	×	○	有
1						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
2						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
3						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
4						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
5						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
6						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
7						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
8						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
9						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
10						#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!

- ① 乳がん検診対象者は、40歳以上の女性職員、子宮がん検診対象者は20歳以上の女性職員です。「年齢」は、令和8年3月31日時点の年齢が基準となります。
- ② 偶数年齢の方が公費対象です。奇数年齢の方は自費（自己負担）での受診です。「子宮体がん検診」はオプションとなるので自費（自己負担）での受診となります。（参考：令和6年度検診費用（税込）乳がん検診5,742～6,050円、子宮がん検診3,630～3,740円、子宮体がん検診3,465～6,600円）
- ③ 検診当日、年齢と資格が確認できる証明書等にて確認し、公費対象年齢でない場合は自費での受診となりますのでご注意ください。

様式4

腰痛予防検診アンケート(一次検査)及び検診申込書

◆腰痛予防検診の一次検査は、本アンケートになります。判定の結果、二次検査の対象者には、原則、夏期休業中に指定医療機関にて、二次検査(腰部レントゲン撮影・診察)を受診いただく流れとなります。(公費対応・出張扱い)

学校名 : 大阪府立 () 支援学校 () 分校・分室

職員番号 : ()

カナ名前 : _____

名 前 : _____ 性別 : 男 ・ 女

*名前とカナ名前はマイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナナンバーカード)又は資格確認書又は公立学校共済組合員証等に記載されている名前、フリガナを入力すること。

職 種 : ()

生年月日(西暦): 年 月 日 (歳) *提出時点年齢

支援学校での従事年数: 年 ヶ月 *提出時点

BMI ($\frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)} \times \text{身長(m)}}$) = (計算して記入してください。身長単位に注意してください。)

<質 問>

(1) あなたは現在(この2~3日)腰が痛みますか。 (はい いいえ)

(2) 最近1ヶ月間に腰が痛かったことがありますか。 (はい いいえ)

(1)(2)でどちらかに(はい)と答えた方は以下の質問にも答えてください。

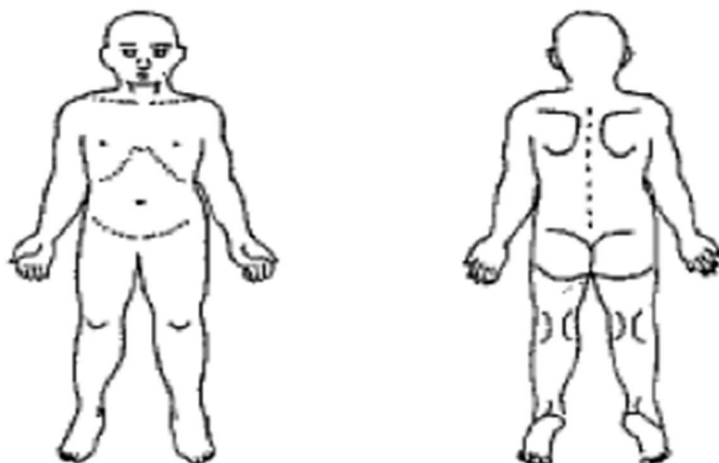
(3) 痛みの強さは、0点(全くなし)~10点(人生最大の痛み)で示すとどれくらいですか、○印をつけてください。

現在 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

過去一番ひどい時 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

(4) 現在痛みを感じる場所に×印を、過去のひどい時に痛みを感じる部分に○印をつけてください。

何ヶ所でも構いません。



- (5) 腰痛は1ヶ月以上持続している (はい いいえ)
- (6) 肩がこりますか (はい いいえ)
- (7) 背中がいたみますか (はい いいえ)
- (8) 腰痛は体動や1日のうちで時間に関係なく起こりますか (はい いいえ)
- (9) 手足の関節が痛みますか (はい いいえ)
- (10) 下肢の痺れや痛みがありますか (はい いいえ)
- (11) 下肢の運動麻痺(力が入らないなど)がありますか (はい いいえ)
- (12) 排尿、排便の感覚に異常がありますか (はい いいえ)
- (13) 鏡で背中を見て、明らかな背骨にゆがみがありますか (はい いいえ)
- (14) 2週間以上、微熱、発熱が持続していますか (はい いいえ)
- (15) 胸部に痛みがありますか (はい いいえ)
- (16) めまいがすることがあります (はい いいえ)
- (17) これまでにステロイドを用いた点滴や内服の治療を受けたことがありますか (はい いいえ)
- (18) 20歳未満、もしくは56歳以上である (はい いいえ)
- (19) 最近1～2ヶ月で体重の10%以上の体重減少がありますか (はい いいえ)

既往疾病について(現在治療中の疾病には◎印、今までに治療したことのある疾病には○印をつけてください。)

・悪性腫瘍

(具体的に臓器、手術の有無、治療内容など)

- | | | | |
|---------|-------|---------|-----------|
| ・結核 | ・心筋梗塞 | ・肝臓病 | ・骨粗鬆症 |
| ・HIV感染症 | ・不整脈 | ・糖尿病 | ・脊椎の骨折、外傷 |
| ・脊椎カリエス | ・心臓疾患 | ・胃腸病 | ・婦人科疾患 |
| ・ギックリ腰 | ・喘息 | ・神経痛 | ・むち打ち症 |
| ・高血圧 | ・腎臓病 | ・関節リウマチ | |
| ・その他(| | |) |

○ 府立支援学校職員腰痛予防検診を申し込みます。

令和 年 月 日

アンケート内容や健診結果について、教育庁及び所属校関係者が取り扱うことに同意します。

※関係規定等に基づき適切に取り扱います。

【署名】

判定医

* 指定医療機関の予約枠確保の参考としますので、現時点の意向に

※判定医欄には記入しないでください。

○をつけてください。なお、判定結果には全く影響しません。

アンケートの結果、二次検査対象者と判定された場合、

私は二次検査(腰部レントゲン撮影及び診察)を 受診 ・ 辞退 する予定です。

様式5

(学校長提出用)

腰 痛 予 防 検 診 依 頼 書

第 年 月 日 号

大阪府教育委員会教育長 様

大阪府立
校長

支援学校

別添の職員について、アンケート（一次検査）を添えて腰痛予防検診を依頼します。

(名分)

旧第 学区

府立 学校 学校長（准校長） 様

指定健診機関名

代表者職・名

年度 府立学校職員定期健康診断 実施報告書

標記について、下記のとおりご報告いたします。

記

健診実施期間 : 年 月 日～ 年 月 日

健診種別			受検者数
結核検査	一次検査（デジタル撮影）		人
	二次検査	デジタル撮影	人
		診察	人
		塗沫	人
		培養	人
		赤血球沈降	人
		横位撮影	人
診察			人
尿検査	一次検査		人
	二次検査		人
血圧測定			人
身長・体重・視力測定			人
血液検査			人
聴力検査			人
心電図検査			人
腹囲測定			人
胃検査	一次検査（デジタル撮影）		人
	検二次	胃内視鏡	人
		デジタル撮影	人
大腸検査		一次検査（便潜血）	人
B型肝炎	抗原抗体検査		人
	事前検査	抗原抗体検査	人
		肝機能検査	人
	ワクチン接種（回数）		回

注1）自費により受診された分は、受検者数には含みません。

注2）本通知書の送付を受けた学校においては、個人別結果（別途指定健診機関より学校長宛発送済）に基づき、上記受検者数に相違ないか確認してください。

注3）上記受検者数一覧に疑義等ある場合は、本通知書受理後5日以内に指定健診機関に連絡・調整のうえ、内容に修正がある場合は教職員室福利課までご連絡ください。連絡がない場合は、修正はないものと判断します。

参考資料2

受 検 証 明 書

府立 学校長（准校長） 様

貴校職員 (名前) については、 年 月 日に

B型肝炎ワクチン接種（ 回目）を接種したことを証明します。

乳がん検診 子宮がん検診 を受検したことを証明します。

年 月 日

指定健診機関名
代表者 職・名

（この証明の交付を受けたものは、すみやかに所属長まで提出してください。）

府立 学校 学校長（准校長） 様

指定健診機関名
代表者職・名

年度 府立学校職員乳がん検診・子宮がん検診 実施報告書

標記について、下記のとおりご報告いたします。

記

検診実施期間： 年 月 日～ 年 月 日

検診種別	公費受検者数	自費受検者数
乳がん検診	人	人
子宮がん検診	人	人

注1) 検診結果通知については、受検者本人宛、別途通知済です。

注2) 本通知書の送付を受けた学校においては、「受検証明書（参考資料2）」（受検者より校長・准校長宛提出）に基づき、上記受検者数に相違ないか確認してください。

注3) 上記受検者数一覧に疑義等ある場合は、本通知書受理後5日以内に指定健診機関へ連絡・調整のうえ、内容に修正があった場合は教職員室福利課までご連絡ください。連絡がない場合は、修正はないものと判断します。

参考資料4

府立 学校 学校長（准校長） 様

指定健診機関名
代表者職・名

年度 府立学校職員情報機器作業従事職員特別健康診断 実施報告書

標記について、下記のとおりご報告いたします。

記

検診実施期間： 年 月 日～ 年 月 日

検査種別	受検者数
検査（40歳未満）	人
検査（40歳以上）	人

注 1) 本通知書の送付を受けた学校においては、個人別結果（別途指定健診機関より学校長宛発送済）に基づき、上記受検者数に相違ないか確認してください。

注 2) 上記受検者数に疑義等ある場合は、本通知書受理後 5 日以内に指定健診機関へ連絡・調整のうえ、内容に修正があった場合は教職員室福利課までご連絡ください。連絡がない場合は、修正はないものと判断します。

16 大阪府立学校会計年度任用職員健康診断実施要領

1 趣 旨

府立学校に勤務する会計年度任用職員に対し健康診断を実施し、保健管理の適正を図る。

2 対 象

会計年度任用職員：非常勤講師、非常勤補助員（スクールサポートスタッフを含む）、特別非常勤講師、特別非常勤講師（看護師）、看護師（高等学校）、部活動指導員など
※はぐくみサポーター、学校支援社会人等指導者、学校支援夜間介助は対象外。

※会計年度任用職員のうち、外国語指導員（NET・NCT・NKT）、外国語指導助手（ALT）は別に要領を定める。

ア 概ね1年間を通して週29時間以上の勤務者のうち希望者

イ 週29時間未満の勤務者のうち希望者

3 期間及び場所

（1） 期間は4月1日から8月31日までとする。

（2） 場所は各学校とする。※サービスのある日に勤務校で実施される巡回健診のみ、受診可能。

4 実施方法

府立学校職員健康診断実施要項に基づき実施する定期健康診断と同日に受検すること。

5 検査項目

ア 府立学校職員健康診断実施要項に定める常勤職員の定期健康診断（一次検査）と同一項目
大腸検査（一次検査）は常勤職員と同様

イ 胸部X線デジタル撮影

6 実施報告

各学校は、健診実施後、速やかに別紙実施報告書を福利課あて提出すること。

7 結果の通知等

検査結果は、指定健診機関から学校長及び本人あて通知する。

8 そ の 他

本健診は、スクリーニング検査として実施するものであり、二次検査等精密検査に関しては、各個人の責任において対応するものとする。

なお、（イ）の対象者が、サービスのある日の学校での定期健康診断において、本人の希望により上記検査項目以外の検査を受検する場合は自費対応とする。

17 大阪府立学校外国語指導員・外国語指導助手健康診断実施要領

1 趣 旨

府立学校に勤務する外国語指導員に対し健康診断を実施し、保健管理の適正を図る。

2 対 象

外国語指導員〔N E T（英語）、N C T（中国語）、N K T（韓国語・朝鮮語）〕

外国語指導助手〔A L T〕

3 期間及び場所

（１） 期間は４月１日から８月３１日までとする。

（２） 場所は各学校とする。

4 実施方法

府立学校職員健康診断実施要項に基づき実施する定期健康診断と同様とする。

5 検査項目

府立学校職員健康診断実施要項に定める常勤職員の定期健康診断（一次検査）と同一項目
大腸検査、乳がん検診及び子宮がん検診は、常勤職員と同様

6 実施報告

各学校は、健診実施後、速やかに別紙実施報告書を福利課あて提出すること。

7 結果の通知等

検査結果は、指定健診機関から学校長及び本人あて通知する。

8 そ の 他

外国語（英語）講師（T－N E T）は、派遣会社等の派遣職員であり、大阪府とは雇用関係がないため、本健康診断の対象外とする。

教職員室福利課長 様

学 校 番 号

学 校 名

校長・准校長名

#N/A

令和 7 年度 会計年度任用職員の健康診断等実施報告書

標記について、下記のとおり、学校における定期健康診断を受診しましたので報告します。

記

	受診者数	備考
会計年度任用職員 (概ね1年間を通して週29時間以上の勤務者)		
会計年度任用職員 (週29時間未満の勤務者)		胸部X線撮影のみ
外国語指導員・外国語指導助手 (NET、NCT、NKT、ALT)		

※春季（定期）職員結核検査実施結果報告書と併せて本報告書をメールにて提出してください。

※学校で実施した定期健康診断を公費にて受診した者の数を報告ください。

(参考) よくある質問

Q1 新規採用者は定期健康診断の対象者か？

A1 新規採用者のうち、雇入時健康診断を受診した者は、受診済みの項目は受診できない(常勤講師も含む)。雇入時健康診断を受診した者が、受診済みの項目を定期健康診断で受診した場合は、自己負担となる。

Q2 雇入時健康診断とはなにか？

A2 採用試験合格者であれば、採用前の1～2月に府教育委員会指定の健診機関にて公費で受診した健康診断である。新規採用の常勤講師等であれば、任用日前後に教職員人事課もしくは福利課にて受診票(黄色・ピンク)を提示の上、指定の健診機関にて公費で受診した健康診断である。なお、雇入時健康診断結果は、勤務校の校長宛に学校保管用・本人用の2部が送付される。

Q3 学校で受けた巡回健診の結果を次の任用の関係上、早く送付してほしい。対応可能か？

A3 契約上、対応していない。巡回健診での健康診断結果については、概ね2～3週間後に校長宛に送付され、現状より早期に実施することは困難である。次の任用のため必要な場合は、あらかじめ巡回健診の実施日より前に欠席者健診として受診するなどし、計画的に対応すること。

Q4 休職中の職員は定期健康診断の対象か？

A4 休職中は定期健康診断を受診することはできない。復職時期が学校での巡回健診終了後の場合は、復職後速やかに指定健診機関に指示された医療機関で健康診断を受診。サービスは出張、公費対応となる。

Q5 定期健康診断を受診する場合のサービスは？

A5 指定健診機関に指示された医療機関で受診する場合のサービスは「出張」(公費対応)となる。サービスの取扱いについては要項 P.3「8 健康診断受診に伴うサービスの取扱い」を参照のこと。

Q6 定期健康診断の日に勤務のない再任用短時間勤務者はどうすればよいのか？

A6 勤務のない日に定期健康診断を受診することはできない。勤務のある日に指定健診機関に指示された医療機関で受診するか、勤務日の変更によって学校での定期健康診断を受診すること。

Q7 結核検査で二次検査対象となったが、かかりつけ医にて定期受診しているため、府指定の健診機関でなくかかりつけ医を受診したい。その場合のサービスや費用負担はどうなるか？

A7 自己都合により指定健診機関に指示された医療機関以外を受診する場合は、サービスは年休、費用は自費負担となる。

Q8 外国語指導員が2校兼務している場合はどちらの学校で受診すればよいのか？

A8 原則は本務校で受診だが、巡回健診日に本務校に勤務していない場合は兼務校で受診すること。その際、先に福利課へ連絡すること。

令和7年度 府立学校職員健康診断 公費実施項目表

大阪府教育委員会
対象年齢は翌年3月31日現在の年齢(年度末時点の年齢)です。

区分	年齢	結核検査 胸部X線撮影	結核検査 胸部X線撮影等	診察	尿検査 血圧測定	身長 体重 視力	血液検査	血液検査 (精密検査)	心電図検査 腹囲測定	心電図検査 (精密検査)	聴力検査	胃検査 X線撮影	胃検査 内視鏡検査	大腸検査 《希望者》	B型肝炎 抗原・抗体 検査 《希望者》	備考
		1次	2次				1次	2次	1次	2次		1次	2次			
常勤職員 (定年后再任用短時間勤務職員、暫定 再任用短時間勤務職員及び常勤講師 を含む。)	～34歳	●	(●)	●	●	●	●	(●)	●	(●)	×	×	×	×	△	
	35歳										●	×	×	×		
	36歳～39歳										×	×	×	×		
	40歳										●	●	(●)	×		
	41歳～44歳										×	●	(●)	×		
	45歳～49歳										●	●	(●)	×		
	50歳以上										●	●	(●)	●		
外国語指導員・外国語指導助手 〔NET(英語)・NCT(中国語)・NKT(韓国語・朝鮮 語)・ALT〕 週あたり33時間50分～35時間程度		●※1	(●)※1	●※1	●※1	●※1	●※1	(●)※1	●※1	(●)※1	●※1	●※1	(●)※1	●※1	×	※1 公費での受診可能項目は常勤職員の年齢に準じます。 ただし、B型肝炎検査は公費対象外
会計年度任用職員 概ね1年間を通して週29時間以上勤務者のうち希 望者		●※2	×	●※2	●※2	●※2	●※2		●※2		●※2	●※2	×	●※2	×	学校で実施する巡回健診のみ公費対応。来院受診は公費対象外 ※2 公費での受診可能項目は常勤職員の年齢に準じます。 ただし、結核検診・胃検診の二次は公費対象外
会計年度任用職員 週29時間未満勤務者のうち希望者		●	×	×	×	×	×		×		×	×	×	×	×	対象外項目については、職員の年齢に準じて、自費受診可能。 学校で実施する巡回健診のみ公費対応。来院受診は公費対象外
大阪市からの派遣職員(移管した学校) 公設民営の府立学校職員		×	×	×	×	×	×		×		×	×	×	×	×	大阪市が実施する健康診断を受診 公設民営の府立学校を運営する機関が実施する健康診断を受診

-48-(参考2)

- ・健診受付時間は厳守してください。
- ・新規採用者で雇用時健康診断受診者は、受診済みの検査項目は受診不可です。
- ・結核検査2次(X線デジタル撮影)は、結核検査1次の結果で2次対象となった人が対象です。
- ・胃検査1次(X線デジタル撮影)ですが、前年度の2次検査受検者のうち1次検査の省略を医師より指示された人は、2次検査から受検してください。
- ・“△”B型肝炎 抗原・抗体検査の対象者は、「支援学校の常勤職員(そのうち、校務員、給食調理員を除く)、高等学校の養護教諭及び養護助教諭」となります。それ以外の方は受診不可です。
- ・学校における巡回健診で一部の項目を受診し、残りの項目を別日にクリニックでの来院受診といった分割受診はできません。一度に全ての項目を受診してください。(結核検査、胃検査を除く。)
- ・会計年度任用職員の主な職名…非常勤講師、非常勤補助員(スクールサポートスタッフを含む)、特別非常勤講師、特別非常勤講師(看護師)、看護師(高校)、部活動指導員など
(はぐくみサポーター、学校支援社会人等指導者、学校支援夜間介助は対象外です。)

府立学校職員健康診断にかかる学区割(令和7年4月)

旧学区	所屬地域	府立高等学校・中学校	府立支援学校	学校数
旧第1学区	大阪市淀川区、大阪市東淀川区、 大阪市西淀川区、大阪市北区 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 茨木市、箕面市、摂津市、島本町、 能勢町、豊能町	北野、東淀川、淀川清流、池田、洪谷、豊中、桜塚(※)、豊 島、刀根山、箕面、春日丘(※)、茨木、茨木西、北摂つばさ、 福井、吹田、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿 武野、大冠、摂津、千里青雲、豊中能勢分校、柴島、槻の木、 箕面東、園芸、茨木工科(※)、千里、淀商業(※)、東淀工業 (※)、桜和(※)	高槻支援、豊中支援、吹田支援、摂津支援、と りかい高等支援、茨木支援、箕面支援、中津 支援、刀根山支援、大阪北視覚支援、西淀川 支援、東淀川支援、出来島支援	52
旧第2学区	大阪市中心区、大阪市旭区、大阪 市都島区、大阪市城東区、大阪市 鶴見区、大阪市福島区、大阪市此 花区、大阪市西区、大阪市港区、大 阪市大正区 守口市、枚方市、寝屋川市、大東 市、門真市、四條畷市、交野市	大手前(※)、旭、港、大正白稜、四條畷、寝屋川(※)、北かわ ち皐が丘、西寝屋川、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方なぎ さ、枚方津田、守口東、門真西、門真なみはや、緑風冠、野 崎、交野、芦間、成城(※)、市岡、西野田工科(※)、淀川工 科、桜宮(※)、東(※)、汎愛(※)、いちりつ(※)、鶴見商業(※)、 泉尾工業(※)、咲くやこの花(中・高)(※)、中央(※)、都島工業 (※)(※)	寝屋川支援、守口支援、交野支援、交野支援 四條畷校、枚方支援、むらの高等支援、思斉 支援、光陽支援、中央聴覚支援	49
旧第3学区	大阪市天王寺区、大阪市東成区、 大阪市浪速区、大阪市生野区、大 阪市西成区、大阪市阿倍野区、大 阪市東住吉区、大阪市平野区、大 阪市住之江区、大阪市住吉区 堺市美原区、八尾市、富田林市、河 内長野市、松原市、柏原市、羽曳野 市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山 市、河南町、太子町、千早赤坂村	清水谷、高津、夕陽丘、大阪わかば、西成、天王寺、阿倍野、 東住吉、平野、阪南、布施(※)、花園、みどり清朋、かわち野、 布施北、山本、八尾、八尾翠翔、生野、大塚、河南、富田林 (中・高)、金剛、懐風館、長野、藤井寺、美原、狭山、枚岡樟 風、八尾北、今宮、松原、東住吉総合、長吉、桃谷(※)、農 芸、今宮工科(※)、城東工科、東大阪みらい工科、布施工科、 藤井寺工科(※)、港南造形、住吉、教育センター附属、大阪ビ ジネスフロンティア(※)、住吉商業(※)、生野工業(※)、工芸 (※)(※)	大阪南視覚支援、生野聴覚支援、八尾支援、 富田林支援、たまがわ高等支援、東大阪支 援、藤井寺支援、羽曳野支援、西浦支援、難 波支援、生野支援、住之江支援、平野支援、 東住吉支援、なにわ高等支援	69
旧第4学区	堺市堺区、堺市中区、堺市東区、堺 市西区、堺市南区、堺市北区、岸和 田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野 市、和泉市、高石市、泉南市、阪南 市、忠岡町、熊取町、岬町	登美丘、泉陽、三国丘(※)、金岡、東百舌鳥、堺西、成美、福 泉、堺上、泉大津、伯太、信太、高石、和泉、岸和田、久米 田、佐野、日根野、貝塚南、りんくう翔南、岬、堺東、貝塚、和 泉総合(※)、鳳、堺工科(※)、佐野工科(※)、泉北	堺聴覚支援、だいせん聴覚高等支援、佐野支 援、和泉支援、泉北高等支援、堺支援、岸和 田支援、泉南支援、すながわ高等支援、堺支 援大手前分校	42
				212

☆ (※)は全・定併置校 ただし、桃谷は定・通併置

☆ 堺支援大手前分校は本校と同じ第4学区

☆ (※)は大阪市からR4年度より移管した学校

☆ 学校数は、定時制等も1校としてカウント。公設民営学校の水都国際(中・高)は除く。

★ 市派遣職員は、定期健康診断対象外

検 査 の 知 識

平成 2 5 年 3 月 改 定

検 査 項 目		検 査 の 説 明
B M I (kg/m ²)		Body Mass Indexの略。肥満指数または体格指数と呼ばれています。 B M I (kg/m ²) = 体重 (kg) ÷ 身長 ² (m)
尿	蛋白	腎臓・膀胱、尿路系の疾患を調べますが、発熱や運動でも陽性になることがあります。
	糖	糖尿病の発見のめやすになります。
	ウレリノーゲン	肝臓疾患の発見のめやすになります。
血 圧	最大値 mmHg	心臓が全身に血液を送り出す時に血管に加わる圧力を血圧といいます。高血圧は、脳出血、心臓病の大きな危険因子となります。
	最小値 mmHg	
心電図検査		不整脈、心臓の肥大、冠動脈（心臓を取り巻き、栄養を与える血管）の動脈硬化による心筋の障害、疾病の有無を調べます。
貧 血	血色素量 (g/dℓ)	赤血球内に多量に存在し、酸素運搬機能を営む複合蛋白であり、貧血検査のひとつです。
	赤血球数 (万/mm ³)	赤血球数が減少した状態を貧血、増加した状態を赤血球増多症といいます。病的な増多症には、血栓や出血の合併症を伴いやすい多血症があります。
	ヘマトクリット (%)	血液中に占める赤血球の容積を示し、貧血検査のひとつです。
肝 機 能	A S T (G O T) (I U/ℓ)	肝機能検査の代表的なものです。主に、肝臓・胆道系疾患、また、心筋・筋肉疾患、溶血性疾患の有無などを調べます。高値を示す疾患には、肝炎、肝硬変、脂肪肝、胆のう炎、心筋梗塞、心筋炎などがあります。
	A L T (G P T) (I U/ℓ)	
	γ - G T P (I U/ℓ)	胆道系酵素のひとつで、アルコール性肝障害、薬物性肝障害、胆道疾患などで上昇します。
脂 質	総コレステロール (mg/dℓ)	肝臓、腸管の異常やリポ蛋白代謝の異常によって、変動します。低値の場合、肝疾患や栄養障害が疑われ、一方、高値の場合、動脈硬化、特に虚血性心疾患の危険因子となります。
	トリグリセリド [※] (mg/dℓ)	食事内容（脂肪、炭水化物、カロリー摂取量）により変化します。高値の場合、動脈硬化、急性膵炎発症の危険因子となります。
	H D L コレステロール (mg/dℓ)	動脈硬化の防御因子として重要であり、俗に、善玉コレステロールと呼ばれています。
	L D L コレステロール (mg/dℓ)	動脈硬化の危険因子と考えられ、俗に、悪玉コレステロールと呼ばれています。
糖 尿 病	血糖 (mg/dℓ)	糖尿病の診断基準のひとつです。食後経過時間により変動します。
	ヘモグロビンA1c (%)	過去 1 か月程度の血糖値の中期的な状況がわかります。糖尿病の診断、治療状況の把握に用いられます。
そ の 他	白血球数 (mm ³)	身体の状態に応じて増減します。病的な増減の背景には、感染、悪性腫瘍、血液疾患等が考えられます。